

富山地域合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村（以下「構成市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、富山地域合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 合併の是非を含めた構成市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条に規定する市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町村の合併に関し必要な事項

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、富山市の区域内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、構成市町村の長及び議会の議長が協議して、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 構成市町村の長
- (2) 構成市町村の長が指名した職員 各1人
- (3) 構成市町村議会の議長
- (4) 構成市町村議会が推薦した議員 各1人
- (5) 構成市町村の長が指名した住民代表 各2人
- (6) 構成市町村の長が協議して定めた学識経験者 8人程度

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議する事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(市町村建設計画策定委員会)

第11条 協議会に、市町村建設計画について調査及び審議するため、市町村建設計画策定委員会を置く。

- 2 市町村建設計画策定委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会は、協議会に提案する事項について協議し、又は調整させるため幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、構成市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会に必要な経費は、構成市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(協議会の監査)

第15条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

- 2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。
- 3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 会長、委員及び監事は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。